

令和元年度第3回
宮城県特別支援教育将来構想審議会
会議記録

令和2年1月22日(水)

宮城県教育庁特別支援教育課

第3回宮城県特別支援教育将来構想審議会

記録

○ 日 時 令和2年1月22日(水) 午前10時から正午まで

○ 場 所 県庁行政庁舎9階 第一会議室

○ 出席者(19名)

伊藤 倫就 委員	小日向 毅 委員	今 公弥 委員	佐々木敦子委員
野口 和人 委員	村上 善司 委員	村上 由則委員	三浦 由美 委員
櫻井 史朗 委員	庭野賀津子 委員	千田 裕子 委員	伊藤 清市 委員
岡 邦広 委員	栗野 琴絵 委員	原 新太郎 委員	岡 里美 委員
鍵野 多恵 委員	山川美和子 委員	佐藤千賀子 委員	

○ 欠席委員(1名)

佐藤 瑞恵 委員

○ 宮城県教育委員会関係者

松本 文弘(宮城県教育庁教育次長)
大町 久志(教育企画室長)
中村 新太郎(教職員課長)
奥山 勉(参事兼義務教育課長)
伊藤 俊(参事兼高校教育課長)
相馬 義郎(施設整備課長)
目黒 洋(特別支援教育課長)
菅井 理恵(特別支援教育専門監)

(司会)

只今より、令和元年度第3回宮城県特別支援教育将来構想審議会を開会いたします。はじめに、本会議は20名の委員で構成されておりますが、本日は佐藤瑞恵委員から所用のため欠席する旨の連絡を頂戴しております。よって19名のご出席となります。

過半数の委員が出席しておりますので、特別支援教育将来構想審議会条例第4条第2項の規定により、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、前回に引き続きまして公開により開催することとしますので、ご了解願います。

続きまして、開会に当たり宮城県教育委員会教育次長、松本文弘が挨拶を申し上げます。

(松本次長)

みなさん、おはようございます。

この場で御挨拶させていただくのは、3回目となります。今年の審議会では、前期5年間の取組について御報告申し上げまして、後期5年間の実施計画を策定していくということで、様々な意見を頂戴してまいりました。

本日の審議会では、今まで頂いた御意見を反映した資料で御説明申し上げる予定ですが、更に磨き上げのための御意見を頂戴できればと考えております。また、現場で事業を行なう際の留意点など御教授いただければと思います。

実はこの時期に、県立学校の校長先生方と面談を行っておりまして、本日話題になりましたのは、特別支援学校の校長から高等学校へ転勤するといったケースですが、勤務している学校に、通常の教育の範疇では支援が非常に難しい生徒がおり、どうい子かと言いますと、大きい音声や特定の言葉に対し、耳を塞いでしまい何も受け付けないという行動が見られるというようなお話がありました。そういった一人一人の様々な特性に対し、どのような支援をしていくべきか、また、支援をしながら教育をどうに施していくのかということ当審議会で議論していただいているところだと思います。全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現という大きな目標を持ち、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適正な教育を展開するためには、特別支援学校はもとより、全ての小学校・中学校・高等学校において、どのように実施でき

るのかという点を実施計画案の中に盛り込んでおります。前回に引き続き、更に忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

議事に入ります前に松本教育次長ですが、公務によりここで退席させていただきます。

それでは議事に入ります。

ここからは村上会長に進行をお願いしたいと思います。

(村上会長)

皆様、おはようございます。よろしく願いいたします。

本日は今年度第3回の審議会ということで、これまで皆さんから意見を頂きながら議論を重ねてきたところですが、後期の実施計画の策定に関わる答申案についての最後の審議会ということになります。

前回の10月の審議会では、後期の実施計画の案を事務局に作成していただき、前期の実施計画の取組状況を振り返りながら、小・中学校の特別支援学級の児童生徒の推移、高等学校における新しい取組として、通級による指導の開始、特別支援学校の児童生徒が依然として増えているという状況、また、今後は新しい特別支援学校の開校や、学校によっては学科等の再編が必要であることなど、各学校の現状と課題を整理してまいりました。

それらを踏まえまして、後期実施計画では将来構想で掲げる3つの目標を達成するため、「切れ目ない支援体制の確立」、「多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進」、「インクルーシブ教育システムの構築」の3つの優先課題を掲げることとしました。そして来年度以降に取り組んでいく事業の内容について確認をしたところです。

本日の審議会では、計画案をさらに深く検討し、より良い計画が策定できるよう議論してまいりたいと思います。

それでは、答申案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、答申案についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

まずはじめに、資料の一番後ろについております A3 判の「参考 1」をご覧ください。こちらは、前回の審議会でもいただいた意見について、集約したものとなっております。左側が頂戴しました意見の概要について、右側が今回の実施計画案の中で対応した内容を記載しております。頂いた意見につきましては、今回の答申案に概ね反映をいたしました。こちらは、後ほど御確認いただければと思います。

それではお手元の資料 1「宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）答申【案】」をご覧ください。

これまでの審議会でも委員の皆様から頂戴した意見、それから教育庁内の会議で調整した内容などをまとめて作成しております。

1 枚お開きいただきますと網掛けをした部分がございます。この部分が前回の審議会から修正または変更した部分となります。変更した部分については、軽微なものから大きなものまで様々ありますので、主だった変更点について説明してまいります。

1 ページを御覧ください。「I はじめに」については、策定の趣旨について文言の調整を行いました。5 行目の「教育環境整備」の前に加えて「特別支援教育の施策展開を進めている」という旨を追記いたしました。

また、策定の趣旨の最後の段落の部分ですが、前回は「障害のある幼児、児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため」という表記をしておりましたが、「障害の有無によらず一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育の一層の充実を図るため」と具体的な内容に修正したところです。

2 ページをご覧ください。「II 実施計画前期の振り返り」につきましても、基本的には文言の調整に留まっております。主だった点を説明いたします。

2 ページの下段ですが、「② 市町村教育委員会における教育支援体制づくり」の成果につきまして、前回は「市町村教育委員会が適切に就学基準を判断できるよう」としていたところを、「市町村教育委員会が児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズを踏まえた適切な学びの場を決定できるよう」に修正しております。また、課題の 1 つ目につきまして、前回は「担当者の入れ替えによる取り組みの差が見られるほか」としていたところを「担当者等の人事異動により対応の差が見られるほか」という記載に修正しております。

課題の2つ目につきましても、「初めて就学事務を担当する職員でも就学事務の流れや内容を理解できる手引き等の作成及びその普及が必要です」と、より分かりやすい記載内容に修正をいたしました。

3ページをご覧ください。「② 音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動の充実」について、文言の修正を行ったほか、課題の2つ目について、前回は記載していませんでしたが、「特別な支援が必要な児童生徒が活躍できる場を拡大するため、スポーツ活動や生涯学習の機会の充実が図られるよう新たな取組を検討していく必要があります。」という内容を追記しております。また、こちらの方には、特別支援学校文化祭のポスターやステージ発表の様子の写真を加えまして、第2章については、なるべく視覚的に分かりやすくするような工夫をしているところです。

4ページをご覧ください。「① 自立と社会参加に必要な支援の連携体制」の1つめの課題について、前回は「小学校段階から高等部卒業を見据えながら、児童生徒の実態や発達段階に合わせた指導が必要」としていたところを「生徒が学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な力を身に付けることが重要であり、引き続き教員の指導力向上に努める必要があります」と、分かりやすい内容に修正をいたしました。

6ページをご覧ください。「④ 医療的ケアを行う体制」の成果につきまして、「医療的ケア運営会議委員や主治医との意見を踏まえながら」と、より詳細な記載に修正をいたしました。また、3つ目の課題についてですが、「看護職員等への研修内容の工夫改善を図る必要があります。」という内容を追加したところです。

8ページをご覧ください。「① 狭隘化への対応」の課題の2つ目の、また、以降の所につきまして、前回は「統廃合を含めて各校の在り方を検討していきます」と記載しておりましたが「障害種ごとの児童生徒数の推移を踏まえながら、各特別支援学校の在り方等を検討する必要があります」と、児童生徒数の増減を踏まえた上で検討していくという形に修正しております。

11ページ以降の「Ⅲ 各学校等の現状と課題」についてですが、こちらは大きく修正、追加をしております。

12ページをご覧ください。平成30年8月に、学校教育法施行規則の一部が改正されまして、個別の教育支援計画の作成につきまして、特別支援学校だけではなく特別支援学級及び通級による指導を受けている児童・生徒についても作成が義務付けられ

ましたので、こちらの小・中学校、義務教育学校の項目に、(2) 通級による指導を追加いたしました。

本県における小・中学校の通級による指導の状況につきましては、推移は記載のとおりでありまして、小学校と比べますと中学校では通級による指導を受けている生徒数が大きく減少している状況にあります。また、中段にあります。また、文部科学省が実施しました、「平成 30 年度特別支援教育に関する調査等」の結果によりますと個別の教育支援計画を作成している割合について、本県では全国平均を大きく下回っている状況にあります。個別の教育支援計画をしっかりと策定し引き継いでいくことが大変重要でありますので、小学校から中学校へ進学しても、教育的ニーズに応じて通級による指導が受けられる体制づくりが必要であるということから、このような記載をしたところです。

12 ページ下の部分 (3) につきましては、前回までは項目名を「専門性の蓄積」としておりましたが、「専門性の向上」に修正しております。また、通常学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援を必要とする児童生徒への対応について、「管理職の理解が不足している」という前回の審議会での御意見もありましたので、追記しております。加えて、不登校となる児童生徒の中には、発達障害やその疑いのある子もおりますので、「指導する教員の専門性の向上を図りながら、より適切な対応が求められる」旨を追記しております。

13 ページをご覧ください。高等学校につきましても、(2) 通級による指導について大幅に追加をしております。高等学校につきましては、平成 30 年度から通級による指導が制度化され、本県においては今年度、3 つの県立学校で通級による指導を開始しております。生徒が日常生活を送る上での困難さを改善・克服するための取組を展開しております。通級による指導の成果を発揮するためには、通級指導を担当する先生だけではなく、担任の先生や特別支援コーディネーターと連携する校内体制の確立、通常学級の学習との連続性を意識した取組が重要となります。

(3) につきましては、前回の審議会でも説明をいたしましたが、入院生徒に対する教育保障を追加いたしました。本県では今年度、文部科学省からの委託により、効果的な入院生徒に対する教育保障の在り方、教育機会の保証に向けた関係機関との連携、学習支援に関する教職員の理解・啓発について調査研究を行っているところです。

14 ページをお開きください。長期入院した生徒の学習支援状況についてですが、表にありますとおりです。支援をしなかった主な理由としましては、「病状から指導できる状態ではなかった」、「精神状態が不安定であったため、保護者と相談し学習支援を行なわなかった」ということが挙げられます。これらの生徒については、退院後に個別指導で学習の遅れを補っているという状況です。入院中の支援につきまして、特別支援学校への転学、また I C T 機器を活用した遠隔教育といった事例はほとんどないのが現状であり、また、教員が定期的に病院を訪問し、指導するというのは難しい状況にあります。これらを踏まえまして、入院生徒の教育を保障するためには、医療と教育の連携体制の構築、I C T 機器を活用した遠隔教育の推進が必要であると考えております。

14 ページから 16 ページまでの特別支援学校についての記載は、文言の調整となっております。特に、15 ページの(3)の仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化の状況につきまして、従前から変わらず児童生徒については増加傾向にあり、中でも小・中学部の児童生徒が増えている状況であると分析しております。その結果、仮設プレハブ校舎の建設、本来授業で使用する作業室等を普通教室に転換していることから、作業室の減少、そして学校の狭隘化を問題視しております。こういった状況を踏まえ、令和 6 年度の開校を目指して、秋保地区に（仮称）仙台南部地区特別支援学校の設置準備を進め、また、小牛田高等学園の仮設プレハブ校舎の増築工事の設計業務を進めているところです。

16 ページをご覧ください。「4 就学前から卒業後まで」についてですが、前回までは、「早期支援の体制」と「切れ目ない支援体制」の 2 項目の構成としておりましたが、「就学前」、「卒業後」、「切れ目ない支援体制の構築」の 3 項目に再編いたしました。特に、卒業後の移行支援については、生徒が卒業後に地域で生活していくためには地域の理解と生徒の特性や具体的な支援内容を事業所等へ引き継ぐことが重要でありますので、個別の支援計画作成及び校種間での引継を明文化しております。

18 ページをご覧ください。冒頭部分に修正を加えておりますが、教育庁内関係課室との会議におきまして、「3 つの目標と 3 つの優先課題の関係性が分かりにくい」といった指摘がありましたので、こちらにつきましては「将来構想で掲げる 3 つの目標を実現するため」と文言を追加し、「実施計画後期においては次の 3 点を優先課題として取り組む」と修正をしております。修正点につきまして、優先課題 1 について

は、前回までは4つの課題を記載しておりましたが、内容が重複しておりましたので整理しまして3つの課題としております。優先課題2つきましては、現在、国においてGIGAスクール構想を進めるとの動きがありますので、それを踏まえまして、ICTの整備と活用について追加をしたところです。

19ページから22ページまで具体的な取組につきましては、前回からの大きな修正はございません。前回意見がありました、「児童生徒の心のケア」ということで「県立特別支援学校専門家活用事業」を加えたほか、「入院生徒に対する教育保障体制整備事業」を追加いたしました。

なお、こちらに記載の取組につきましては、今年度実施し、来年度も継続される見込みの事業を記載しております。現在、令和2年度の予算編成作業中ですので、新年度に新たに取り組む事業につきましては、答申に間に合う場合は入れ込ませていただきたいと思いますと考えております。

23ページの「VI 実施計画後期の政策体系」についてですが、拡大版ということで文字を大きくし印刷した資料がございますので、そちらをご覧ください。こちらの資料の左半分についてですが、取組内容までは先程の「V 具体的な取組」を整備・要約したものとなっております。右半分につきましては、取組方針・達成目標、実施年度を記載しております。こちらに記載の取組方針・達成目標につきましては、毎年度、内容を検証しながら、進捗の管理をしていくことを考えております。また、新規事業があれば、その都度、追加していくということになります。こちらの方はお目通しをいただければと思います。資料1については以上となります。

資料2「宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）の概要」についてですが、こちらに大きな修正はございません。下線の部分が前回からの変更点ということになっております。

事務局からの説明は以上です。

（村上会長）

ありがとうございます。

色々と修正を頂いたところですが、主なものとしましては、例えば高校を含めた通級に関する内容や、最後の方にありましたけども、卒業後を含めた個別の教育支援計画についての修正及び追記などがあったかと思っております。

それでは、前回同様に章ごとに区切って委員の皆様から質問・意見を頂戴したいと思いますが、よろしいでしょうか。それからですね、先ほども申し上げましたけれども、答申案の作成のための議論は今回が最終回ということになります。具体的な取組に関する質問はもちろん大切ですが、記載の方法や文章表現などについてもご意見をいただければ大変ありがたいと思います。

それでは、資料1の1ページ、「Ⅰ はじめに」についてはいかがでしょうか。「障害の有無に関わらず教育的ニーズに応じた」という形に変更・修正したということでした。また、5行目にありますけれども、「教育環境の整備」だけでなく、「特別支援教育の施策の展開」、それから12行目には、「高等学校における通級による指導」を書き加えたといった内容です。

よろしいでしょうか。それでは、後ほどでも結構ですので、随时お話をいただければと思います。

それでは、2ページから10ページについてです。「Ⅱ 実施計画（前期）の振り返り」についてはいかがでしょうか。

（野口委員）

東北大学の野口でございます。

前回は欠席させていただきまして、突然御意見するようで申し訳ないんですけども、3ページの「② 音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動の充実」の課題の2つ目のところで、「生涯学習の機会の充実が・・・」云々という文言がございますけれども、数年前に当時の松野文部科学大臣が特別支援教育の生涯学習についてのメッセージを出しておりまして、当日に各県の知事、あるいは大学等に向けても障害がある方々の生涯学習の保証ということに関して取組んでいくという内容の通知もなされていたかと思います。同じく、行動計画の中でも様々な取組をしていくようにということが書かれておりまして、つまり、生涯学習を保証していくというのが非常に大きな国策としても位置付けられている状況にあるかと思います。私のところでも、例えばオープンキャンパスにおいて、知的障害のある方々の学習の機会の保障ということを試みてはおりますけれども、そこに参加されている方々、あるいは保護者の方の話を聞きますと、やはり学ぶ場がなかなか見つからないというような状況がありまして、そのあたりをこれからどのように整備していくかが非常に大きな課題

ではないかと思っております。現在の記載内容ですと、「在学中の取組」に留まっているような印象を受けますので、「生涯の学習」につながるような形に書いていただけるとなお良いと思います。

他にも何点かございます。9 ページの居住地校学習について、特に文言に意見があるという訳ではありませんけれども、実際担当されている先生方がその都度、学校に出向いていろいろと説明をしなくてはいけないというような状況があります。場合によっては、受入校の方のカリキュラム等の事情によって、実施がなかなか難しいというような状況も起こっているというところで、受け入れる小・中学校になるかと思いますが、受入校でも居住地校学習というのは、「当然に行われること」であるという認識や理解啓発を県が行っていくというような取組も必要になるのではないかとこのところでございます。

(村上会長)

はい、野口委員ありがとうございます。

今、2点ほどお話しいただきました。1つは、生涯学習という視点で、ここにある文言では、学校に在学する子供さんたちに限定しているような表記になっているというような御指摘でした。もう1点は、居住地校学習等についての御指摘でした。

今までの議論ですと、卒業後も含めた継続的な支援の体制ということが今回新しく強く盛り込まれていましたので、卒業後も含めた生涯学習の機会の拡大については、ある程度入れ込める可能性があるかと受け止めております。また、居住地校学習につきましても、様々問題になっているところです。私どもの教職大学院の現職の先生が研究されていますが、居住地校の交流は、なかなかうまくいかない時があると。ただ、それについてはある程度、整理ができそうだという研究の方向性が見いだせています。そのようなことも含めて、受け入れる小・中学校側があまり負担になるとどうしても拒否的にならざるを得ない部分がありますので、そういう点も含めた内容を多少盛り込む形が望ましいと考えますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

御指摘いただいた点について、盛り込んでいく形で修正を行いたいと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

(伊藤(清)委員)

伊藤です。よろしくお願いします。

野口委員からお話のあった項目に関連して、私は、とっておきの音楽祭の主催させていただいております。この項目の活動の充実に関しては、微力ながら取り組ませていただいているのではないかと思います。

先日も、県の特別支援教育課に特別支援学校の皆さんの原画募集をお願いしたところ、59通ほど応募をいただきました。この項目に関する取組は、特別支援学校文化祭事業としてのみなのか、例えば、我々の希望としては行政だけではなく、NPO法人のように様々な芸術活動に取り組んでいる団体もたくさんありますので、我々が学校に出向いたりして、そこで子供たちと一緒に様々なワークショップをしたりということもできます。特別支援学校文化祭事業はもちろんですが、県内のNPO法人などとの連携なども、計画のどこかに入れていただくととてもありがたいかなと思います。以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今の点につきましては事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい。こちらの方は特別支援学校文化祭を行った結果、このような成果があったということと、その成果を踏まえた上で、このような課題があるといった記載をしております。

生涯学習の機会という箇所につきましては、教育庁内に生涯学習課がありますので、まだ具体的な事業という段階ではないのですが、御意見を踏まえて取り組んでいけるように働きかけをしていきたいと考えております。

(村上会長)

はい。そのほか、いかがでしょうか。前から問題になっているところだと、「乳児期からの支援の体制」というのが大事であるということ。それから、今回盛り込まれておりますけれども、卒業後についてですね。

保護者の方々から今までの内容について、生涯にわたるといっても含めて何か御意見がありましたならばお願いしたいと思いますが、鍵野委員、山川委員、いかがでしょうか。

(鍵野委員)

名取支援学校の鍵野です。よろしくお願いします。

乳児期からの支援体制の充実について、乳児期に子供に問題があると感じた場合に支援するといった形で進んでいると思うのですが、実際、あなたのお子さんは少し障害があるかもしれませんと言われた時に、それを受け入れられないお母さんの方が多いと思います。保護者に対するケアの部分にも取り組んで欲しいと感じます。私の場合ですと生まれつきの障害でしたので、認めざるを得なかったのですが、特に発達障害のお母さんたちに関しては、どうしても周りから言われても認められない方もいらっしゃるし、相談に行くこと自体ができないお母さんたちもいらっしゃるし、それをもっと周りがフォローできるように、例えば保健師さんだったり、教育の相談だけではなく、もっと深いところまでフォローできるような体制が整備されると、更に乳児期からの支援体制が充実してくるのではないかと考えています。

あとですね、P6のICT等の教材教具の充実について、名取支援学校でもタブレットが整備されたというお話は伺いましたが、先生方がうまく使いこなせておらず、活用されていないといったことも聞こえてきます。それが去年の秋ぐらいのお話だったと思うのですが、タブレットがあるのにも関わらず、先生方に活用方法が広がっていない状況のようで、せっかく整備が進んでも、それでは全然子供たちに反映されないと言いますか。保護者からすれば、それではいけないのではないかとといった視点で見えておりました。せっかく整備されるのですから、その段階できちんと先生方が活用するための体制を作っていただきたいと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

乳児期に、障害を持っている可能性があるかもしれないといった点については、以前から議論がなされているところで、保健部門関係等との連携が必要になってくると思いますし、資料の後段に少し記述あるようです。

もう一つICTに関しては、私も関わっている学校でさかんに言われているようですが、先生ご自分が使うタブレットはそれなりに使えるようでも、実際にそれを授業で活用すると、一つハードルが上がるといった状況もあるようです。答申案の後段にICTについての記載があるようですので、事務局からその辺りをもう少し説明いただけますでしょうか。

(事務局)

乳幼児期の早期支援につきましては、保健福祉部との連携が重要になっておりまして、保健福祉部の方でも母親のケアに対する事業は展開しているところです。ただし、実際は市町村の保健師さんが訪問する中で、「もしかすると・・・」といった気づきがあり、そこからどのように福祉と教育が連携していくのかといった部分が大きな課題であると認識しております。また、県の保健福祉部や市町村との連携を強化していく必要がありますので、しっかりと展開をしていきたいと考えております。

ICTの部分につきましては、確かに先生方が授業で使うスキルについては、御指摘いただいた課題があると思っております。20ページを御覧いただきたいのですが、教育企画室でICTを活用したスキルアップ事業に取り組んでおります。この中で、学校の先生方のスキルアップを図っており、また、来年度は小学部にプログラミングに関する授業が導入されますので、今後、特別支援教育課において特別支援学校プログラミング教育推進事業の中で、モデルとなる取組を展開しております。そこで収集した事例を各特別支援学校に普及しながら、ICT教育をさらに積極的に推進できるように取り組んでいきたいと考えております。

(千田委員)

乳幼児の支援体制についてですが、私は視覚支援学校に長く勤務していた経験があり、また、現在は福祉の分野としての相談支援事業に取り組んでおります。視覚障害に特化したお話になってしまうのですが、乳幼児に対する支援では、どうしても福祉だけではなくてお医者さんの力も必要であると従前から感じていたところでした。

「あれっ」と思った時に、親御さんは学校ではなく、病院に相談に行くことが少なからずあるようです。保健師さんに相談ということもあるのですが、第一の選択肢としては、まずお医者さんに行くという傾向があるようですが、特に視覚障害の未熟児のお子さんの場合、眼科の先生に必ずつながっていきます。医療に携わる側がこの子の将来を考えた時に、どんな支援が必要なのかといった観点をあまりお持ちでないお医者さんもいらっしゃいます。要するに、どうしても治療という観点で関わってしまうので、この子の見えにくい、あるいは見えないという障害を抱えながら成長していくに当たって、今すべき支援は何かということではなく、あくまでどう治療をしていくかという観点が終わってしまうことが多かったように思います。

ある時に、ロービジョンケアに非常に長けているお医者さんと相談し、早期支援がいかに大切かといった内容をお医者さん向けに教員が講演するといった取組を行いました。それ以来、学校にお医者さんから相談が来る、あるいは親御さんに対して特別支援学校に相談に行くといいですよといった情報をお医者さんから提供して頂いて、いい塩梅につながった事例がありました。

保健福祉との連携はもちろん必要ですが、計画に医療という文言が入れこまれれば、なお確実なものになっていくのではないかと感じたところです。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今の御意見につきましては、おそらく今後、他部局と調整をいただかなくてはならないと思います。

(粟野委員)

富谷高校の粟野です。私の方からは2つお話をさせていただきます。

1つは、9ページの「学びの連続性に対する意識が薄い傾向にある」というところに関連しまして、5ページ下段の課題にも書かれておりますが、中学校・高等学校への引継体制が不十分であると。それをすごく実感しています。

中学校で通級指導を受けられてきたご家庭で、高等学校では受けられないのですかということで、保護者が不安になって問い合わせを頂いたことがあり、色々と後手に回る部分がありながら、中学校へ聞き取りに行ったようなことがありました。

入学する時点で中学校と引継をする際に聞き取りは行いますが、それでは拾いきれない部分があります。学校での子供たちの様子を見ますと、中学校・高等学校への引き継ぎ、小学校あるいはさらに前の乳幼児期からの連続性というのが大切であるとすごく感じております。

それから、先ほど、保護者へのケアということが出てきましたけれども、小学校・中学校で子供の変化に気づいていても目をそちらの方に向けきれずに、高等学校に上がってきてからバランスを欠いて、なかなか子供が学校生活に馴染めないということにつて、親御さんも分かっていながらどうしたら良いのか分からないといった保護者へのケアが必要だと思います。医療機関を受診する前のとっかかりのところですごく心を砕く場面があります。ですので、産業医、学校の管理医の先生にいろいろ相談をしながら、あるいはスクールカウンセラーを活用しながら、特別支援教育コーディネーターを活用しながら、保護者へのケアに対応しておりますけれども、なお大事な場面だと思います。

そしてもう1つです。現在、通級による指導に取り組むに当たり、教員の加配申請など色々と準備をしておりますが、本校の場合ですけれども、7ページに出ている部分に関連しますが、まずは我々教員の人材育成というところが急務ではないかと感じております。「①特別支援教育担当者の実践的指導力向上」の課題に「小・中学校の培った専門性が組織に蓄積されない傾向」があるということについて、小・中学校だけではなく、高等学校においても、個別の教育支援計画を活用しながら、培った専門性を学校全体に共有し、人材を育成し、同時並行で子供たちの指導・育成に当たる必要があると強く感じている次第です。以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今のお二方の内容は、次の部分にかなり深く入っているようですので、第3章の各学校の現状と課題に入りながら、今の内容等も含めて少し見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

11ページから17ページですね。「Ⅲ 各学校の現状と課題」について少しご覧ください。ポイントとしては、今もありましたが小・中学校だけでなく、高等学校に関するお話もありました。通級による指導と個別の教育支援計画の引継状況について、更に充実させなくてはいけないだろうというお話を頂いたところです。

高等学校につきましては、先ほどお話がありました、通級における指導の開始、それから、前回、事務局から追加で説明のありました入院している生徒さんたちに対する遠隔を含めた教育的な支援等が盛り込まれております。

それから先ほどからテーマになっておりますけども、就学前から学校卒業まで個別の教育支援の計画等の引き継ぎも含めてどのように移行支援をしていくのかといった項目が追加されております。ただし、子供さんが小さい頃は、保護者さん達へのケアが必要だということは従来から述べられていたところですが、高等学校の生徒の保護者のような幼少期以外でも特別な支援のニーズがある子供たちに対して保護者には常に不安がつきまとうということですから、そのような視点を盛り込めないだろうかということになります。

あとは、先ほどありましたように、乳幼児については医療につながっていく際に、医療の視点だけではなくて教育の視点で医療に関わる必要があるのではないかと。あるいは、医療の視点を持った専門家の方々が、教育の方に目を向けて頂けるような様々な取組を盛り込めないかというような視点が出されたところです。

11 から 17 ページのところでご意見を頂きたいと思います。

(原委員)

仙台市の原でございます。12 ページについて申し上げたいと思います。

「(2) 通級による指導」について、中学校に関することになるかと思いますが、特に、小学校に比べて中学校で通級による指導を受けている子供の数がぐっと減っている状況にあり、一番最後のまとめとして、中学校での体制づくりが必要だと書かれております。確かに、中学校での体制づくりが少し遅れていると言いますか、不十分だという部分はあると思うのですが、中学校でどうしてこんなに数が減るかということに関しては、必ずしも体制の問題だけではないと思います。例えば、小学校で通級による指導を受けている児童の半分近くが「ことばの教室」に通級している子供ではないかと思うのですが、ことばの教室での指導は、だいたい小学校で終了し、中学校は行っていないのではないかと思います。その点でかなり大きく減るのは当然のことではないのでしょうか。

それからもう1つは、特に発達障害のお子さんなんかですと、小学校の低学年のうちからの指導がうまくなされないといった課題はあるのですが、中学校へ進学する際

は、指導の必要がなくなったという子供もいるのではないだろうかと思います。そういったことを考えると、もう少し丁寧な説明をしないと、ただ単に大幅な減少は体制づくりが遅れているからであるという読み取りになってしまう可能性があると思いますので、もう少し説明が必要かと思いました。

続けて高等学校の通級による指導についても申し上げたいと思います。13ページ「(2) 通級による指導」のところについて、2つほどございます。

1つ目は質問ですが、パッと見るとですね、高等学校での通級による指導の対象となる障害種は、これを見る限りでは発達障害関係に限定しているように思えるのですが、そのような押さえ方でよろしいかどうか。国が進めている通級による指導の制度対象は、肢体不自由、病弱、身体虚弱など様々だと思いますが、それらは視野に入れていないということでもよろしいのでしょうかということが1点です。

2つ目は、ここに書かれてないことですが、現在、宮城県さんでも通級による指導の拡充を進めていらっしゃる状況にあると思います。現段階では記載するのは難しいのかもしれないですけども、通級による指導が行われていない地域がかなりあると思います。そういった地域への今後の対応・手当と言いますか、そういったことは、どのようにお考えになっているのでしょうか。以上でございます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

1つ目につきましては、中学校になると対象の子供さんの数が減っているというところについて、内訳を含めて丁寧な説明が必要だという内容でもよろしいでしょうか。

もう1つは高等学校の通級による指導のところ、対象となる主たる障害種が発達障害に限定しているのかといった内容だと思います。限定しているわけではないのでしようけれども、そういう内容に受け止められる可能性が高いのではないかというご指摘と、それから、通級による指導がまだ稼働してない地域に対する手当という点につきまして、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

まず、1点目の小・中学校の通級による指導の状況についてですが、学校数でお話ししますと、平成30年度のLD・ADHDや自閉症の通級による指導の状況は、小学

校では 94 校で行っていたところ、中学校になると 14 校に減少しております。小学校と中学校の母数が当然違いますので、減少するのは当たり前であることを踏まえても、かなり大幅に減っているという状況があります。LD・ADHDの児童の場合ですと、特別支援学校に入学する場合がありますが、半数以上はそのまま地元の中学校に進学している状況かと思っておりますので、それを含めて考えましても、やはり大きく減っているという認識から、このような記載をさせていただきました。

なお、小・中学校につきましては、義務教育課など関係課とも、もう一度確認をしまして、記載の内容を少し考えていきたいと思っております。

高等学校における通級による指導についてですけれども、今年度は3つの県立学校で実施しまして、来年度に向けてさらに検討を進めているところです。当然、全県にはまだ広がってはおりませんので、どのように進めていくかといったことに関して、高校教育課と調整しながら進めていきたいと思っております。

(村上会長)

通級による指導の対象となる障害種を限定して読めるといった部分についてのご質問もありましたけれども、LD・ADHDなどが中心になっているのだとは思いますが。その他の肢体不自由、病虚弱等についての指導というのは、まだ想定してない状況なのか、対象者も少ないのかもしれませんが、そこについて何かデータ等がありましたら、事務局お願いいたします。

(事務局)

現時点では、いわゆる発達障害と言われているお子さんに対して通級による指導を推進しております。指導を受けたいと希望しているお子さんの実態としましては、自閉症の疑いあるいはADHDの疑い、それから、いわゆる自閉症スペクトラム障害のお子さんということで申し込みがある状況だと聞いております。

これらのお子さんに関しては、コミュニケーションや人間関係の形成といった視点での指導が行われているという状況です。ただし、通級による指導の対象となる障害種を限定しているわけではございません。今のところ、実施状況としてはそうなっているということでございます。

(村上委員)

女川町教育委員会の村上です。今まで将来構想にはなかった、13 ページの入院生徒に対する教育保障や、現場で大変四苦八苦しております通級による指導について、大変きめ細かくまとめていただき、また、前面に出していただいたことに感謝を申し上げます。さらに、11 ページに小・中学校・義務教育学校という項目を入れていただいて、ありがたく思っております。これに関して2点お話をさせていただきます。

1点目は、「(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移」と「(2) 通級による指導」を関連づけるのは、なかなか難しいと思いますし、全県的に調査したデータは古いことも認識しておりますが、通常の学級に在籍する、いわゆる気になる子の割合は何パーセントぐらいになっているという文言が、どこかに必要かなと感じました。また、これも項目立てするまではないと思いつつも、通級による指導ということを中心に大きく全面に取り出されていますので、後期5年間はそれに集中していくということは捉えることができるのですが、現場では、やはり、特別支援学級の指導というのも大きな課題となっております。

通常学級に在籍する子供たち、発達障害などのある子供たちのこと、それから私はやはり、特別支援学級における指導の充実がこれからの後期5年間で、さらに求められてくるのではないかと考えております。

それから2点は、専門性の向上についてです。以前から申し上げているところなんですけれども、「(3) 専門性の向上」について、非常に温度差がある状況でございます。ここに取り上げていただいて、大変、ありがたく思っております。私はすべてこれに尽きるのかなと考えておりました、高等学校の校長先生方や、特別支援学級の校長先生の前でお話するのは恐縮ですが、これは小・中学校・義務教育学校で述べられておりますけれども、高等学校や特別支援学校でもこの専門性の向上というのは大事であるというのを感じているところでございます。それが先ほど出ておりました、ICT機器が整備されても活用できていないなど、全ての話につながっていくのではないかと考えております。

最後に、通級による指導につきまして、中学校については原委員がおっしゃったことに同感でございます。通級による指導と支援室充実事業というのが確か以前あったかと思っております。同じような事業内容なんですけれども、現場では「通級による指

導」イコール、小学校では「ことばの教室」、中学校では「いわゆる不登校の子供」とか、そういう支援室といったイメージがあるのが現状でございます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。通常の学級における配慮の必要な子供さんの数や比率等についても若干触れるべきではないかというご意見でした。また、特別支援学級の指導というのは、これまで同様というように捉えている部分もありますけども、やはり更なる充実ということ入れなくてはいけないだろうということでした。

また、通級による指導とかつて県が取り組まれた支援室充実事業について、切り分ける必要はないのだと思いますが、現場ではどのような捉え方をするかというのは、それぞれの先生方含めて、それぞれの立場で違うかなというのは、今ご指摘を頂いたところでございます。ただ、村上委員のご指摘の内容をどのように書き込むかということについては少し検討させていただくということによろしいでしょうか。

(庭野委員)

12 ページの「(3) 専門性の向上」のところについてです。文言について、若干ご検討頂きたいところがございます。

(3) の 4 行目から弱視学級、難聴学級についての記載がございます。私も現場の先生方とかあるいは保護者の方とお話をしている中で、「弱視や難聴の学級をニーズに応じて設置して頂いているのはありがたいのだけれども、担当して下さる先生の専門性がないために、適切な支援が受けられていない」といったご意見を頂戴することがございました。私もそれが課題だと思っておりましたけれども、この文面の 5 行目を読みますと、「在籍する 1 学級当たりの児童生徒数は 1 人程度であるため」について、私としては違和感を持ちます。お 1 人だから経験の少ない教員を配置しているという考え方は、障害の当事者にとりましては非常に少数派を切り捨てられたような気持ちになってしまうのではないかなというように思いました。

おそらく、聴覚障害や視覚障害の免許を取得できる大学がそもそも少ないので、専門性のある教員が少ないことが原因であり、現状では仕方のないことなのかなと思っておりました。文言の問題ではありますけれども、1 人だから少ない教員を配

置しているという表現ではなくて、「当該障害種の専門性を有する教員が少ないため、専門的な指導ができていないということが課題である」というような表記していただいた方が、受け止める方に誤解がなくて良いのではないかと考えております。経験が多い、少ないといったことが問題ではないと思います。やはり、まずは専門性があるかどうかというところが問題だと思いますので、今申し上げたような専門性を有する教員が少ないというところを記載して頂いてもよろしいのではないかと考えます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今の点についてはご意見のとおりの方でよろしいですかね。専門性の問題ですから、確かにここを読むと、庭野委員がおっしゃったように、対象の児童生徒が1人程度なのだというところが強調されて取られる可能性はあるのかなと思いました。文言については検討させていただきたいと思います。

(野口委員)

12 ページの一番下のところに、不登校という言葉が出てきております。ここに書かれている文章自体に何か意見があるということではないのですが、この不登校に関わって、実は将来的な難しさに繋がっていく可能性があるということを認識しておくべきではないかということで、補足的なことを述べさせていただきます。

実は、不登校の状態にある子供たちの中には、発達障害のある子供たちがかなりの割合で含まれていることは、データとしても示されておりますけれども、現在関心を集めておりますひきこもり、そういった状態になっている方々の中にも、実は発達障害のある方々が少なくないのではないかと個人的には感じております。内閣府の調査でも、不登校が引きこもりのきっかけであるということが一定程度示されておりますし、そこで不登校の背景に発達障害のある児童生徒が多いということを考えれば、少なからずひきこもりの状態にある方々の背景に障害等がある場合があり得るだろうと考えるのは、間違いではないと思います。ですので、不登校が将来的なひきこもりの状態につながっていく可能性があるということを認識して、対応していく必要があると思います。さらに、高等学校までは、不登校という状態でも学校が子供たちに様々関わり合う、あるいは対応していくということも可能なのですが、卒業した時点

でそれが途切れてしまうということがあります。その対応にどう結びつけていくかといったことが課題としてあるのではないかと認識しております。もちろん、不登校状態にならないような取組を進めていくところが大事ですので、この文面自体には異議はございません。以上でございます。

(村上市長)

はい、ありがとうございます。確かにご指摘のとおりだと思います。

(伊藤(清)委員)

16ページの「(2) 卒業後の移行支援」についてですが、3行目に「就労支援事業所等への確に引き継ぐこと」と書いてあるのですが、就労移行が前提というような感じで書かれているのではないかという点が1つです。やはり、ご本人の希望とか意思とか、そういったものをどのように地域に、生活につなげていくかという、ご本人を主語とした書き方にしていただければありがたいと思います。もちろん、自分で意思表示ができる人は、その人の希望を周りがどう汲み取るかですし、意思表示ができなければそれに対する支援も必要ですし、前提として将来長きにわたる地域生活をどのように送りたいか、どこに行きたいか、誰と暮らしたいかといった希望を汲み取りながら地域生活への支援をしていくような文言で書いていただくと良いのではないかと思います。以上です。

(村上市長)

はい、ありがとうございます。当事者参加というのが今は原則ですから、そういう内容であるべきということになりますよね。

今いただいたような内容はですね、実は次の方の実施計画の取組の視点の方にかなり入り込んでいますので、今いただいた意見も踏まえて、18ページ以降の方に進んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今いただいた様々な意見も加味しながら、18ページ以降をご覧いただきたいと思います。

「Ⅳ 取組の視点」ということで、先ほどありましたが、3つの優先課題を掲げ、重複していた内容は整理をし、ポイント絞ったという説明がございました。切れ目の

ない支援体制の確立のほか、最近、話題が出てきましたけれど、国のGIGAスクール構想に取り組んでいくと。また、特別支援学級での取組を充実させること、それからインクルーシブ教育システムの構築について、こちらは文言の修正を行ったといった説明でした。

この視点に関連して、19ページから22ページの「V 具体的な取組」についても併せてご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(千田委員)

優先課題の2について、まずはマルの3つ目ですが、「視覚障害のある幼児への教育的支援強化するため、視覚支援学校に幼稚部を設置します。」というように、はっきりとここに謳っていただいたことについて、非常に感謝しております。本当に何年も、宮城県の視覚支援学校に幼稚部を、とずっと話をしてきました、なかなかそれが実現されなかったということがございました。それがようやく叶うのだなあと、非常に嬉しく思っているところでした。

もう1つですが、マルの4つ目について、前回は申し上げたことですが、私立の高等学校ではどうなっているのか、ということがとても気になるところです。前回の質問に対しては、県の総合教育センターの研修の対象には私立高等学校の教員も入っているというような回答が先ほどの参考資料の中にもございましたけれども、実際問題として、私立高等学校の先生方に特別支援教育に対する理解が少しずつでも浸透しているのかといいますと、決してそうではないという現状をかなり耳にします。そこについて、もっと実質的に私立高等学校の先生方を動かすような方策を計画にどう盛り込むかということは、非常に難しいと思うのですが、なおご検討をいただけるとありがたいと思います。やはり、発達障害のお子さんが公立高等学校ではなく私立高等学校を選ぶことが多いようで、先生方がどう対応したらいいのか分からず、子供たちが大変な思いをしているという現状をよく聞きます。本当にできる限り何かしらの文言を盛り込んで頂いて、私立高等学校の先生方の専門性の向上とまでは行かないと思いますが、まずは障害理解につながるような方策を考えていただきたいと考えております。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。前回もありましたけれども、県立の学校等につきましては、県の総合教育センターを中心にして様々な研修等が準備されています。しかし、私立の学校、特に高等学校に関しては、対象となる子供さんたちが確実にいるという状況ですので、県教育委員会だけではなかなか議論が難しい中ではありますが、何か手立てはないかといったご意見でした。これについてはいかがですか。

(事務局)

ご意見は非常にそのとおりであると思っておりますが、私立の学校につきましては、許認可権限が知事部局にあるという点が、まず1つ大きなところであります。特別支援教育課として、何か事業を行うというところは、現時点においてはなかなか難しいところがございます。

なお、今回の実施計画が策定されれば、知事部局を通じて、私立の学校へ周知することは可能かと思っております。そういったことを積み上げながらと進めていきたいと考えておりますが、現時点において、何か今すぐ手立てをとというのは、難しい状況でございます。

(伊藤(清)委員)

差別解消法が施行されてからですね、私立の学校にも合理的配慮の努力義務が課せられていると思うのですが、例えば、合理的な配慮の事例が挙げられてきているのですとか、それに対して学校側がどう対応したとかそういった何か事例等があれば分かりやすいかなと思います。

(村上会長)

私立の高等学校に関してということになりますか。

(伊藤(清)委員)

例えばそうですね、物理的なものであれば、スロープを設置したとかですね。あとは、私も合理的配慮としてパソコンによる要約筆記をお願いしております。合理的な配慮はアセスメント的なところがありますので、言葉が不自由な方に関しては、その背景に何があるとか、本人の訴える内容によっては、私立の学校でもそれなりの合理

的配慮をしなければならなくなっていると思います。私立大学では、どの大学でもなんらかの合理的配慮が1つでも2つでも実例があるのではないかと思います。アークイブまではいかなくとも、事例がありましたらそういったデータも欲しいなと思いましたので。

(村上会長)

それらについては、知事部局の私立学校を管轄している部署に集約されることになると思います。ただし、対象となるのは、宮城県の子供さんたちであるという視点からすれば、今後は検討する方向で調整できるかなと思うのですが、事務局いかがですか。

(事務局)

今そのような事例というのは、持ち合わせておりません。知事部局の総務部私学・公益法人課が担当になりますが、そちらと調整しながら、データの収集も含めて検討はしていきたいと考えております。

(野口委員)

文章中で気になった点が1つあるのですが、優先課題1のマルの1つ目に、「小・中学校及び高等学校における特別な児童生徒についても」という表現になっています。要するに、特別支援学校に在籍する児童生徒に加えて、こちらの児童生徒もという意味合いであると思うのですが、この文章の中では特別支援学校云々が書かれていないので、ここだけ読むと、意図が伝わらないような印象を受けます。ここにいらっしゃる皆さんは当然、特別支援学校に在学する児童生徒に対しても必要ということを知ってらっしゃると思うのですが、より分かりやすい表現にするよう、文言を加えるか、少し工夫が必要なのではないかと感じます。

(村上会長)

ここについては、調整をさせていただきます。

(村上委員)

優先課題2のところですが、私はどうしても教員の専門性の向上にこだわっております。県では、教員採用試験において特別支援教育卒とか、あるいは初任で高等学校に3年間勤務したら、次は特別支援学校というような流れがあるように思いまして、この将来構想の内容を踏まえた人事作業や人事交流を行われていることに敬意を表したいと思います。関連して、マルの4番目のところに「特別支援教育に関する研修内容の充実を図ります。」とありますが、例えば、人事交流という言葉をこの項目に加えるべきかどうかわかりませんが、実施計画ですので、先ほどお話がございましたが、視覚支援学校に幼稚部を設定しますというような、より具体的な内容が盛り込まれれば良いと思いました。その一例として、人事交流と申しましたが、特別支援学校と小・中学校の人事交流によって、小・中学校の特別支援学級の指導が充実して、市町村の特別支援教育が推進したという例はありますので、これは事務局のご判断で結構ですから、何かそこに文言が入れられないかと思ったところです。

最後に、優先課題3の「インクルーシブ教育システムの構築」について、これはずっと唱えていかなければならない課題だと認識しております。当町では、校長会議・教頭会議などで当審議会の議論の内容を示し、何か感じたことがないか問いかけたところ、「インクルーシブ教育システムの構築は、10年も20年も前から言われている内容だ」といった意見があり、これは大事ことなんだと、これを掲げなければ特別支援教育は進まないんだということは話してきたところです。後期5か年の実施計画となっても、「まだ当たり前のことをするだけですか」との意見があったことを申し添えておきます。以上でございます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

1点目、人事交流を含めるとなると全学校種というように広く捉えればよろしいでしょうかね。ここの文言につきましては、調整をさせて頂ければと思います。

それから、インクルーシブ教育システムの構築につきましては、私どもは特別支援教育そのもの、配慮の必要な子供たちに関わる側ですので、馴染みがないという言葉自体がむしろ違和感があるのかもしれませんが、これは、一般の方々に向けてのアピールという意味合いがあらうかなと考えておりました。先ほどの高等学校の話

も含めてですね、やはりこの部分を強調しなくてはいけないとは思っております。
いかがですか事務局。

(事務局)

インクルーシブ教育システムの構築の部分につきましては、学校の先生方をご存知だと思っておりますけれども、一般県民の方に特別支援教育というものを広げていきたいということから、このような書き方をさせていただきました。

なお、もう少し分かりやすい表現や良い表現があるどうか検討してみたいと思いません。

(村上会長)

混乱しがちなのは、「インクルーシブ教育システム」と「特別支援教育」が一般の方々にとっては、どうも一緒くたになってしまっていると。それに加えて、「共生社会」となると、なかなか整理がつかないというのが現実なようです。これから県としてのアピールという意味では、文言をわかりやすく整理していく必要があるというようには、私個人としては思っておりました。

おそらく、これはですね、新しい学習指導要領も含めて、文科省から出てきた時点で整理が足りないと思われる部分ではないでしょうか。一般県民の皆さんにアピールするには、やはりもう少し整理が必要かなと思います。

他にいかがでしょうか。資料2もご覧いただいて、今議論している実施計画の施策体系と絡めながら、お話をいただければと思います。また、資料には拡大版もございますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。ここには、かなり具体的な内容が書かれてありまして、担当する課室等も載っているということです。

(庭野委員)

資料の審議会用拡大版目標1の実施計画の施策体系の2枚目、23-2の一番下の枠、児童生徒への学習支援のところです。前回、私から、心のケアのことも申し上げまして、スクールカウンセラーのことも明記していただいてありがたいと思っております。取組内容にスクールカウンセラーの派遣と外部専門家の派遣とございますが、その右側の枠の取組み方針の中には、PT、OT、STの記載はあるのですけれども、

心理職の記載がありません。S T等の「等」に含まれるのかもしれませんが、取組み内容の1つ目にスクールカウンセラーと挙げて頂いておりますので、右側の枠の方にも是非、公認心理士等といった、心理職の職名も1つ入れて頂いた方がよろしいかと思えます。また、これは誤植かと思えますが、その取組方針の最後の行です。「また指導特別支援学校のセンター的機能」とありますが、「指導」はおそらく、何か誤植なのかなと思えます。訂正お願いしたいと思えます。以上でございます。

(事務局)

指導の部分は誤りですので、削除いたします。

(伊藤(清)委員)

資料2のですね、左下の保健福祉部門との連携体制というところです。先ほども申しましたが、差別解消法が施行されて、県でも差別解消条例を策定中だと思えます。そうしますと、県としても今後、差別解消の推進とか実効性のある事業に取り組んでいくと思うので、これから長期にわたる計画の中にはそういった面もですね、やはり、保健福祉法との連携、先ほど申しました合理的配慮が教育現場で現れているのかとかですね。そういったところの連携も是非お願いしたいと思えます。以上です。

(千田委員)

拡大版の資料の1枚目について、前々から気にはなっていたのですが、主な取組の下から2つ目の枠の中で、「高等学園における就業定着支援」とありますが、高等学園に限定したのには何か理由がございますか。特別支援学校全体ではなくて高等学園に限った理由付けについてお伺いして、限定するべきなのかどうなのかの確認をしたいと思えます。

(村上会長)

高等部も含めてというように考えればよろしいのではないかといった内容です。高等部の在籍者が増えていますから、それも踏まえて事務局いかがですか。

(事務局)

就業定着の支援につきましては、高等学園に限ったものではございません。

当資料には、具体的な事業や学校で行う取組を載せております。特に高等学園における就業定着支援につきましては、前期実施計画から一本立てして取り組んでいたと記憶しておりますので、それを引き継いでいる状態にあることからこのような記載になっております。当然、高等学園以外の県立特別支援学校におきましても、就業定着には取り組んでおりますので、高等学園に限ったものではございません。通常の特別支援学校を含めた形の記載に調整をしたいと思います。

(山川委員)

拡大版の1枚目、一番上の就学相談活動の支援というところについて、先ほど、野口委員からもお話あったと思いますが、ひきこもりであったり、不登校の児童生徒に対しての具体的な支援に関する取組をどこかに盛り込んでいただきたいと思います。

資料1の12ページでお話しされていたところに、不登校になる児童生徒の中には発達障害を抱える、あるいは、その疑いのある者も含まれているという内容が多少出ていると思います。

私がずっと感じていたのは、早期で発見できなかった障害のあるお子さんの取りこぼし、もしくはもっと後から顕著に出てくる障害の特性から、発見が遅れてしまった方が引き起こす事件というのがすごく頻繁に出てくるようになっていることをすごく危惧しておりました。ひきこもりや不登校の児童生徒の中には、いじめが原因であることもあります。やはり自分の特性が周りに理解してもらえずに、学校に行けなくなっていることも確かに多いと思います。

ただ、そういった人たちをどうやって拾っていくのかという点が明確に表されていないと、実際には動けなかつたりすると思いますので、本計画の中には入れられなくても、実施計画の中で、そういった子たちを救えるような文言が入っているといいのではないかなと思います。要は、文言よりも、どのように支援していくかといった中身が大事だと思います。

こういった子供たちの親は、自分たちの子はそうでないと思っているし、本人もそうではないと思っています。そういった、自分から相談に来られない人たちを見つけあげるとするのは、すごく難しいことだとは思いますが、より丁寧で親切な関係機

関との連携を含めて、聞き取りをしてあげないといけないという観点では、児童生徒たちに対する取組をもう少しこの審議会の場で検討していただいた方がいいのではないかと思います。

文言がどうこうというよりも、そういった人たちを救うための手立てを協議していただける場であってほしいと思っていますところでは。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

確かに特別支援教育の視点からしますと、乳幼児も含めてどのように早期に対応するかということに議論が集中してきましたけれども、今の社会情勢を見ると、先ほどの不登校やひきこもりの件も含めて、それだけではないということのご指摘であったと思います。そうすると、調整が必要かもしれませんが、修学という枠ではなくてもっと広くて、教育相談と言ったらよいのでしょうか。あとは、社会生活の支援といえますか、そういった内容を実施していく段階で加味できないか、というご意見でよろしいですかね。

当計画は特別支援教育というところにある意味限定する部分がありますが、今後、実施していく中身については、先ほどありました、不登校となった発達障害のある児童生徒の将来を見通した取組といったことも踏まえると、入れ込める可能性はあるのではないかと考えておりますが、検討させて頂ければと思います。事務局いかがですか。

(事務局)

こちらは来年度以降、5年間で取り組んでいく事業を掲載しております。

来年度に向けての新規事業は、今準備をしております、これから2月の県議会に諮り、そこから決まっていきますので、新規事業は当資料から除いております。

不登校対策につきましても、今、義務教育課が主となりながら、色々と検討を進めているところがございますので、今後、そういった内容も入れ込めるものは入れ込んでいきたいと考えております。

なお、特別支援教育の観点から拾える部分がないかといった点につきましては、検討はしていきたいと思っております。

(村上会長)

では、ご意見を十分頂けなくて申し訳ないところですが、そろそろまとめに入っていきたいと思います。

様々な意見をいただきました。そして、まだまだ文言の調整や、文言というよりは内容的に取り込めないのかというようなご指摘等も頂いたところです。その点につきましては、事務局の方で再度調整をしていただきたいと考えておるところです。

それから文言等につきましては、大変申し訳ないのですが、答申までの時間があまりありませんので、私の方に事務局との調整を一任させていただければと思うのですが、お許しいただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、最終的な内容を確認させていただいて、当審議会から県教育委員会の方に答申したいと考えております。

その他、皆様から何かございましたら伺いたいと思います。

それでは進行を事務局の方にお返しをしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

(司会)

村上会長委員の皆様活発なご議論をありがとうございました。

それでは、4のその他としまして、事務局より事務連絡がございます。

(事務局)

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

私から2点連絡をさせていただきます。

1つ目は後期実施計画策定までの今後の流れについてです。今回頂戴しましたご意見の反映や、字句の修正が済みましたら、村上会長に内容をご確認いただきます。その後、2月の中旬頃に村上会長から県教育委員会教育長へ答申を頂きたいと考えております。頂戴した答申を踏まえまして、後期実施計画案を教育委員会に諮り、今年度中に策定しまして、ホームページ等で公表をしたいと考えております。

2点目については来年度の審議会の開催についてです。例年の本審議会については、年1回の開催となっておりますが、来年度においては仙台南部地区特別支援学校

の開校を見据え、当審議会において通学区域の再編について、調査・審議していただきたいと考えており、そのため2回開催したいと考えております。開催の時期としましては、6月の月上旬に1回目、1月の下旬頃に2回目と考えております。また、一昨年度までは委員の皆様にご各事業の実施状況を直接ご覧いただき、計画の進捗管理を行ってまいりました。今年度は実施計画を策定する関係で事業の視察は実施しておりませんでした。来年度については視察をお願いしたいと考えております。

説明は以上となります。なお、審議会の開催及び事業視察の詳細につきましては、別途ご連絡をしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

最後になりますが、特別支援教育課長の目黒よりご挨拶を申し上げます。

(目黒特別支援教育課長)

本日は長時間にわたり、ご審議を賜りまして誠にありがとうございます。また昨年7月の第1回の審議会から、本日までご多用にもかかわらずご出席いただき、熱心にご審議いただきましたことについて改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

委員の皆様からは、これまでの審議会において様々な視点から幅広く貴重なご意見を頂戴することができ、本県が目指すべき特別支援教育の姿や方向性をクリアにすることができたのではないかと感じております。

特に特別支援学校だけでなく、小・中学校や高等学校における特別支援教育、保健医療福祉、労働分野等との連携を意識していただきながらご審議いただきましたことによりまして、より構造化して特別支援教育の在り方が整理できたのではないかと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後頂戴する答申を十分踏まえながら、後期実施計画を策定し、その計画に沿って各種事業にしっかりと取組み、本県の特別支援教育を着実に推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、村上会長、伊藤副会長をはじめ委員の皆様には、大変お忙しい中、貴重なご意見を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

今後とも本県の特別支援教育の充実のために、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。御礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、令和元年度第3回宮城県特別支援教育将来構想審議会の一切を終了いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。